



○佐伯委員 私は道路運送法案の内容中、内務省管理の部分についていささかお伺いしたいのであります。この法案の管理と申しますか、主管廳の権限並びにこれを執行する運用の方法でありますか、本法案の運用につきまして、監督官廳の系統がどうなつていられるかという事は、参考のためにお出しなつた道路運送法施行令によつてどうかということができるように考えられるのであります。ところで、この施行令の監督系統と申しますのは、運輸省を主體にしたものが多のであつて、下級官廳というものは運輸省の地方鐵道局、それから都府及び縣市町村というところで、監督が細部にわたつていられるように見受けるのであります。私が根本的問題にわたつてお伺いをしてみたいと思ひますのは、内容を見ますと、非常に複雑であるという事で、輕車輛にいたしましたも、運輸省が監督をするもの、あるいはまた都府及び縣市町村というように、たいへん複雑なように思われるのです。この問題は大きくさかのぼりまして、運輸省として地方鐵道局が監督行政を行つて行わざるかという問題になるのであります。戦前までは、あまり地方鐵道局は監督業務をとなつていなかったのではないかと考へられるが、私はあつちの角度から考へてみまして、一番この法案の骨子になつておられますのは、管理という事であると思ひます。もし現在の運輸省が、地方局を中心とした監督行政をどうしようとお考へてつくられたものといひますと、却つて矛盾が起つてくる、私にはかように考えられ得る。これは言ひまでもないことではありまするが、私の考へておりましたは、運

輸省が監督局を設けられ、そうして一元的に輸送業務を統一せられること、これはよからうと思ひるのであります。これをやはり地方自治體を通じて監督なさつた方が、道路行政の上から申しましても、道路管理は地方廳にあるのであります。それから、方廳にありまことに圓滑に行く、かように考へられますのみならず、大體に鐵道局が現業をもつておられる上に、さらに行政部門をもたるといふことは、私どもは反對せざるを得ないと思ひます。むしろもう一步進んで、運輸省を自己體が現業を分離する。もししからずんば、運輸省の監督部門だけを分離して、内閣に直屬するといふことがござつて考へられ得るのであります。しかるに運輸省が現在の現業業務をもつておられるのみならず、非常に行き詰まつた鐵道を打開する上におきまして、なお複雑な行政部門までももちになることは、つとめて避けねばならぬ、かように私は考へます。今ただちに監督部門だけを分離するといふことも困難でありましようから、これを鐵道本省におけるところの監督局に直結するといふ御方針、それならばこの法案はよからうけれども、とにかくやはりこれを地方自治體、下級官廳に事務を取扱わせるようになされて、鐵道局の監督行政はこの際一切おやめになつた方が私はいいのであると、かように考へられ得る。のみならず内務省が解體いたします上におきまして、道路行政の運送、あるいはまた行政の簡素化といふことが叫ばれておりますように、鐵道省がかかる輕車輛のごとき細部にわたつても現場を御監督になるといふことは、やはり地方に多

くの出張所をおつくりにならなければならぬといふような問題も起つてまいりまふし、それからまた運輸省が現業を除いてしまつての結果を考へてみましたときに、これはやはり地方廳に取扱わせるに違ひない。現業を除いても、なおかつこの監督行政をとられるために、地方局を設けたり、出張所を設けたらするといふようなことは、仕事の量もさほどなからうと考へますので、この運送の方法については、地方鐵道局は現業一本建の仕事に専念していただきたい。そうしてこつて監督行政の部分はまづたく道路行政と切り離すことができない、しかもむしろ警察行政といふようなものとも仕事の上の大きな關係があるのであります。御承知の通り警察省があつた時代があるのであります。地方にこの業務をとらせますと、いろいろ弊害がござりました。すといふ、今と昔とはたいへん違つた、けれども、今と昔とはたいへん違つた、行政機構の改革が行われたのでありますから、この際、こつてこつて御監督部門を御改正になる御意思があるかないかといふことを伺つてみたいと思ひます。

○田中(源)政府委員 管理につきましても、佐伯委員のお説に對しましてお答へをいたします。行政と監督との二元的立場にありまふ運輸省におきましては、お説のごとき御意見の出ることは、もつともだと思ひます。將來運輸行政の面におきましては、しばしば當委員會においで大臣もお答へ申しております通り、現業と監督面とを分離いたし、できるだけ行政の簡素化をはかり、しかもそれが敏捷かつ圓滑に行政面の運用できるように考へておりました。目下政府

におきましての行政調査會におきましても調査中でありまふし、また運輸省におきましてもこの面につきまして考へておられるわけでありまふし。根本的におきましては右ようお答へをいたしまして御了承を願ひたいと思ひます。なお本法案につきましての管理、行政の監督並びに行政の面、その根本方針からさらに進んで、運輸省内におきまふ行政監督の面と現業の面とにつきましましては、大體において將來はその方針をどうしていきたいと考へておられます。従つて個々の面におきまふところの行政の簡素化の上におきましては、お説のごとき道路行政の上において、その國家より管理を委託されておられます地方廳との間において、いろいろの面において重複する點も生じてくる點がなきにしもあらずと考へておられます。これらの面につきましまして、できる限り簡素化をはかつていきたい、かように考へておられる次第であります。以上大綱と方針とを申し上げまして御了承を願ひたい。

○佐伯委員 今おつしやつた問題でありまするが、さういふに道路運送法案を新しくおつくりになるという場合であるから、今田中さんが言われたようにこの御意思があるならば、この際になされてしかるべきものではないか、またなし得ないこともない。地方に自動車事務を取扱う部門が新しく出先官憲として生れ出でましたのが最近のことのように聞いておられるのであります。私は何の必要であらうものが生れたのかと考へておつたのであります。この道路運送法施行令のお考へをもつて當られれば、なるほど必要であ

るといふうちに私は頭に浮ぶのであります。それからまた一番重要な管理の部門たるこの第八條、道路運送委員會の構成、これ自體と申しますものは、少くともこの監督系統がどうなるかといふことにおいて、この構成がたいへん違つていられる。と申しますことは、鐵道省がこの道路上におけるところの運送行政を一元化するといふ頭があるか否かわからぬが、あり得るとするならば、やはり直轄官廳である地方鐵道局に取扱つた方が便利である。そこでこの法律に規定してあるところを見ますと、中央と地方運送委員會といふものを組織する。この地方運送委員會は、私は誤つておられるかもしれませんが、現在の地方鐵道局を中心におつくりになるのではないかと考へられる。さういたしますと、たいへん重大なる問題が起つていられるのであります。もし今田中政務次官のお答へになつたやうなぐあい、地方鐵道局でこれを取扱ひにならぬといふやうなことになるかと、この地方道路運送委員會の構成といふことに對してたいへん考へが違つてくる。もう一つは、各縣から一人ずつ選んだ委員が、今の地方鐵道局といふものを中心にして、まづとめになりまして、複雑多様な道路上における行政を御相談になる關係が少いように私は思ひます。つまり地方鐵道局といふものを一人一人が寄つて、共通性格のもの、地方廳における特殊の性格のあるものが、私は私はないと思ひます。何らの効果の地方鐵道局といふものがないと考へ

ますると、各縣というものが一つの單位になると考えられる。そこで組織されてそして中央に本部をつくられる。こういう組織に變つてくるように思う。またそれがほんとうの實際の運用になる。かりに申し上げますならば、各縣各縣の代表が何人か寄つて、地方は地方でつくられるということになります。それから全國の各府縣から一人ずつ出ても四十四人という数字にしかありませんから、それが中央の組織をつくられるということが、非常に妥當であり、實情に即する。今の地方委員と申しますものは、私どもは實際にこれは國有鐵道の免許、あるいは省營のバスをつくる――二府縣、三府縣にまたがつて専用道路なり、また自動車免許するといふ問題ならいざ知らず、この地方鐵道局中心の地方委員の構成というものはまったく何らの實情に副わないものである。これはやはり各府縣を單位にした組織をおつくりになつて、これが中央に大きくつくれるという形にならなければならぬ。そういうことのみではありません。私の一貫してながめましたところによりますると、この道路運送法の立案の根本精神と申しますのは、やはり運輸省が道路行政の一元化をはかるという一つの理想的希望が、あらゆる方面に動いておるように考えられるのであります。これは非常に結構なことに考えられるかもしれませんが、私はこの點當局に反省していただきたい。と申しますことは、鐵道省が現業官廳といふものを兼ねておるといふ現状におきまして、現業官廳を通じていわゆる行政部門を擔當せられるといふことは、これは行政と現業の紛淆を來

す原因であつて、私は憲法に精神におきまして、斷じてよろしくないことであると考えられます。いわんや、また内務省が解體をして國土建設計畫をどこへもつていこうかと迷つておるときでありますから、もう一步進められて、この道路管理部門でも運輸省に接収せられるというようなお考えがあるならば結構でありましようけれども、この小運送の輸送の行政と申しますものは、道路行政とは一體不可離である。道路部門は地方自治體が管理をしており、今のところ運輸省が從來の監督局で中央に直結せられるといふことは結構だと思ひますけれども、地方鐵道局の一切の監督行政といふものを全然おやめになられるといふことを私は切にお勧めしたいと思つております。またそんなことはすこぶる簡単なことで、この權限を現在地方自治體に委任しております部門がありますから、縣當局に委任してあるものを地方廳に委任して何ら支障を來さない。非常に統一されて圓滑に行きます。簡單明瞭なものであると私は考えるのであります。切にその點をお勧め申し上げてみたいと思つております。なお政府におかれても行政機構の改革と申しますことは、非常に大きな問題となつて御研究になつておられるのであります。地方制度の委員會、あるいは國土委員會と申しますものも、いろ／＼この問題に關連して、大きくこれは國家的に連絡をとつて考えていくべきものであつて、單なる運輸省だけの考え方でつくるべきものじやなからうと考えられますが、これについて参考までにひとつ承りたいと思ひ

ます。○田中(源)政府委員 佐伯委員から来るまことに有益なる御意見並びに將來についての御指示を拜承いたしました。行政の民主化と行政の簡易化という根本的理念から、本法案を御検討になつた御意見と拜承しましたが、運輸行政の上におきまして、また他の行政の上におきまして、できるだけ行政の民主化、簡易化といふことは考えていかなければなりません。また最近にはこれに伴つて、中央の機構が終戦末期、終戦後等において出先機關を非常に多くつくつた、これを廢止せよといふ陳情が多々まいつております。これは公選されたる知事の權限を保障し、自治體の運營及び健全なる地方分權を阻害するものなりといふ點から論議されておるのであります。こういう地方の御意見と、先ほど申しました行政の民主化、行政の簡易化といふた點と相通する點もありません。同時に地方自治體の健全なる發達を育成していく上においても、阻害されるのではないかと、一面も一應考えてみたいのであります。しかしここでまた總合的な見地からも一應の考えをもつてみなければならぬので、これは政府全般にわたる、國政全般にわたる行政機構の根本改革、あるいはまた官業といふものに對するところの根本的施策の上に立つた觀念に基いて、この面も考えていかなければならぬと思つて、あります。従つて先ほど簡潔に要點を申し上げました通りに、できるだけ行政の民主化、簡易化のために、現業と行政とを分離して、その機構の總合的な面において運用を圓滑ならしめ、またこれが地方自治體の上においての最も

有機的な一貫性を有する面も考えていかなければならぬといふ意味で私は申し上げたのであります。従つて運輸行政の上におきまして、今國鐵の鐵道部門におきましては、獨立採算制といふことを考えておりました、しかも一面においては小運送において政府みずから、國家みずから一つの現業を開始したしております。この現業面と監督面とを分離していくということにおいて、私どもはこの企業の合理化といふ面と、企業の確實性を保たしてまいりますといふ面から考へまして、將來は現業と監督行政を二分していく。従つてその行政面を簡易化し、これに一貫性をもちたせる。そして地方行政の上においてもつと有機的なつながりをもたせるような運營を行つていきたい。かように根本の方針は立てておるのであります。従つてその概念に基いて目下調査を進め、内閣の行政調査部等においていたしておられます調査と並行していたしておるようなわけでありませう。この道路行政の上から見ますならば、なるほど國家が道路の上におきましての管理は、國道といへども、地方官廳に委任をいたしておるのであります。實際面の現業におきましては、先ほど申しましたように、この道路上におきましての運送すべてのものが、總合的にかつこれが有機的に機能發揮していくところの行政をとり、これが監督を行い、しかもそれらすべての事務が簡素化されて、最も有機的な效力を發生していくように及ぼしていかなければならぬのであります。そこで道路行政の上におきましては、道路の建設をしていくところの面と、それからこれの有機的な使用面に

おいて行わなければならないところの運營の面の二つの面を考へていきたいと思ひます。建設といふものは、國家において建設をいたしておる所もありません。自治體の財政によつてやつていくものもありませんが、道路面のつながりは國家全體の一つの有機的なつながりでありまして、これを個々に分擔をして解釋し、個々の分擔のものにおいて運營を考慮していくといふことはあり得ないのであります。従つてただその行政面、財政面におけるところの事務が、政府並びに地方自治體との間において分割されておるといふことだけではありませんので、運營の上においてはつながりの面をもつていかなければならぬ。そこでこれらの上において行われておるところの輸送力に對して、私は一貫的な、いわゆる輸送能力を發揮し得る行政の監督の面と、實施面とを考慮していかなければならぬと思つて、あります。これは實施面においては、いわゆる政府のやつておられます現業、民間のやつておられますいわゆる私企業であります。また小運送その他の輕車輛の小運送であります。しかしこの小運送は港を通じ、町を通じ、工場を通じての一貫性を有してするのであります。この監督面におきましては、私は中央の監督と一貫された監督の面とにおいてのつながりをもつていかなければならぬと思つてあります。また現業面におきましては、そのおの／＼の企業が、中央と地方と一貫された監督行政の面において、おの／＼の與えられた機能を自由にかつ最も效果的に有機的に發揮していくように、その企業が行われないかなければならぬと考へておるのであります。こういう點から考へ

てみました場合に、行政面においては、中央と地方とを統括するところの二つの大きなこのつながりのスタッフで結構であらうと思ふのであります。そしてその監督面の町村に委譲すべきところの権限は町村に委譲し、また町村において委譲することの能わざる権限、少くとも現在のわが國の經濟過程と、いわゆる國際的環境における日本の財政諸般の面において、考慮いたしましたる場合において行つていくところの事情と、この面を考慮していかなければならぬと思ふのであります。そこで私は今中央と地方との二つの総合的なスタッフのつながりをつけた場合において、道路運送業の中において、地方長官に御説のごとく委譲し、業務の簡素化をはかり得るものもあらうと思ひますが、經濟面において、資材の面において今日これがどうして地方長官に、委譲すること能わざるものがあり得るのであります。しかもそれが國家の豫算を増加せずして、國庫の支出を増加せしめずして、現業においてなし得るときにおいては、當然今の經濟事情においても、わが國の資材面においてもそれをとらざるを得ないのであります。それを具體的に申し上げますならば、たとへば自動車事務所等のごときは、まことにこれは無用の長物のごとく解されております。過般來も政務次官會議におきまして、新聞紙上に現われましたる出先官憲の整理について論議が行われたのであります。自動事業の重要性から、今日の資材面を有効的に、かつ道路面におけるところの有機なる運行をいたし、輸送力の效力を發揮いたしますためには、どうしても必要であるという

ことが今日言ひ得られるのであつて、これらのごときはその地方における一つの出張したスタッフで、決してこれを人的の上においても豫算を増加するといふことではなく、また地方出先官憲の権限が、地方自治體の権限の確立を阻害するといふことにもならないのであります。經濟面と相マツテした一つの機關である。こういう面をお考へ願つてみるならば、これを総合した一つのスタッフのつながりをもつてやることは、行政監督面においても、また私鐵の監督におきましても、その他の監督におきましてもその通りであると思ひます。そうして企業面だけを分離して、企業は企業だけの獨立採算制をとれるようにしていく。これは大きく言ひならば運輸省全體においてもそうであり得ます。しかもこれは単に陸上運送のみならず、海運統制におきましても、海運の保安監督におきましても、その通りでございまして、かような二元的なものも、総合的な面からいえますならば、佐伯委員の御説の趣旨にかない、しかして將來においてわが日本の國の自治體の健全なる發達の目的が、しかもわが國の經濟事情及び資材面が許されることにおいて、大幅の権限委譲をしていくことはあり得ると考へるのであります。現在の過渡期の政治的かつ經濟的段階においては、私はかくとるべきがわが日本の國の運輸行政の上におきましてしかるべきことであり、また今日の運輸行政の合理的なる企業面を確立して、行政と監督と現業を分離すべきところの漸進的なる處置であらうと考へておる次第でございまして、この點御了承願ひたいと思ひます。

○佐伯委員 今田中さんのお話を承りましたが、今のお話では私は承服し得ない。御説では資材並びに緊迫した經濟情勢下において、この方法によることが、よりよく資材をゆたかに經濟危機を切抜けるのだというお話でありますが、これは何か立案者の主觀的な獨善の考へではなからうか。いわゆる現實的、具體的に、何によつてそれ自體をどういふものをもたらし得るやといふ嚴然たる事實については、私も決して首肯し得ない。殊に今おつしやつたお話を承りますと、あなたも右手に現實の經濟現象を握られて、左手には行政監督をする、その方が有機的な一つの運用を期すると言はれることにつきましては、私は根本問題として反對であります。私はどこまでも行政と經濟、現業と監督は分離すべきであるといふ考へ方をもちつておるのであります。しかし私は今ただちにそれを實施しろといふことを希望したのではありませぬ。私も行政の簡素化並びに道路行政の一元化といふことについては田中政務次官と同一の見解をもつております。現在における輕車輛において旅客の方は地方廳、貨物の方は地方鐵道局、それをもつてもなにか行政の有機的一元化をはかられたとはいふ得ないと思ひるのであります。殊にまた陸送上の面から

見ますれば、なるほど統一はつきりしやうけれども、少くとも輸送と道路面とは不可分一體であつて、その面から見れば分離したものになると私は思ひます。そこで中央廳はやむを得ぬと思ひますが、せめて地方廳だけはやはり實際の取扱ひをしておるのでありますから、この中で地方鐵道局と地方廳との両面から紛争してまいりますれば、まことに行政の一元化を亂すことは争えない事實であります。また私どもの經驗では、私の主觀的な考へになるかもしませんが、現在の自動車事務所とか、あるいは地方鐵道局における監督行政をとつておられる實際の効率と申しますものは、私はないと斷言せざるを得ないであります。これはあつてもなくとも何らの効果はありませぬ。むしろ中央における現在の監督面が、もし小さいといひますならば、監督廳にでもなさいまして、そこに幾多の局をお設けになる。それがほんとうに行政の一元化をはかるゆえんであると信じております。

もう一つ、今おつしやいますことは應急策としてやむを得ぬというやうなお考へであります。この案の骨子と申しますものはさうに簡單には考へられませぬ。今だからこをやりやすいのであります。古い者に還ればいいのであつて、みな昔に還つて———そうしてこまかいところまでお世話をしなればならぬと言われませんが、いやしくも經濟といふものは自主的なもので、國民それ自體が企業を經營しておりませぬ限りにおいては、だれしも自分で見透しをつけてある程度自分で立つていくのであります。さういふこまかいところまでお世話をくださる國の御精神がございまして、私は行政の監督と現業の分離といふことをはつきり申し上げたのであります。しかもその行き方は、これを運輸行政の上におきますならば、現業に企業の獨立採算制をとらせるといふことは、企業の実勢によつて合理化をはからしめるということであり得ます。これはおのずから分離されることでもあります。従つて監督行政は、

も言ひ得ないと考へるのであります。しこうしてその後の法令一切がみんな戦時中の統制を瓦解しておるのであります。現在道路運送法の施行される場合におきまして、實に簡單なことではないか。この機會こそ絶好の機會であるといふことと、なおこれが一番問題になる———と申しますことは、要するに道路行政の民主化、道路運送法案の精神とも言うべきところの民主化、これがどこにあるかと申しますと、第八條の委員會の結成にあるのであります。この委員會の結成という一つの理念が、今申し上げた運輸省が地方鐵道局に監督行政をたらすや否やといふことの基礎的な觀念になつてくると考へますので、私としてはもう一度御再考を皆さんに願ひます。同時に、事きわめて簡單のようでありませぬけれども、法の生きるか生きざるかといふことはこの點にあると信じられますから、面子にとらわれず、御提案になつたからとのみお考へにならず、どうか御再考のほどをお願いしたいと思ふのであります。

○田中(源)政府委員 ごく簡単に要點を申し上げて、佐伯委員の御了解を得たいと思ひます。私の申し上げたことのおおきくが少し違つた方面に向つておるのではなからうかと思はれる節がございまして、私は行政の監督と現業の分離といふことをはつきり申し上げたのであります。しかもその行き方は、これを運輸行政の上におきますならば、現業に企業の獨立採算制をとらせるといふことは、企業の実勢によつて合理化をはからしめるということであり得ます。これはおのずから分離されることでもあります。従つて監督行政は、

中央の監督行政面と、地方におけるところの監督行政面とが、縦の一貫した大きな枠内においてこの二つが行われてまいるのであつてこの監督行政面は企業の實勢を尊重するばかりでなく、企業の發達を援助いたしこそすれ、決してこれを拘束し、二重の行政を行ふという意味でないのでありますから、ここに不可分のに行われていくといふことを御了解願ふなければならぬのであります。同時にこの委員なるものは、今私の申し上げました意味から考へてくださいますならば、佐伯委員のいわゆる現業なるものは、ここに獨立をいたして、別個の一つの獨立の企業としての機能を發達してまいります。

ただ先ほど委員が局々において構成されると申しましたが私どもの考えでは、局の區域内と限定したのみでございまして、これは輸送面においての流體的な機能的な、有機的な關係から、現行行政面において一應の區域を局以内と考へたのであります。しかし、もしこれがはたして國家の上において懸いということでありますならば、改組することは決してやぶさかでないのであります。一應立案をいたしました、これを有機的に運用せしめる上におきまして考慮いたしましたのが、その鐵道局以内においての區域を限定したものであります。しかもその構成される委員は、各府縣の有能なる分子において、しかも委員長をこれによつて互選し、まづたく現業の局というものから別個の獨立的な委員が、すべての運管に當つてまいるのでありますから、これは民主的に構成され、運営されていくものと考へておるので

あります。さういふふうにお考へを願へますならば、おそらく佐伯委員のお考へになつておることと相通するものではなからうかと私どもは考へるのではありませんから、私はまことに説明が足りないかも知れませんが、私の根本理念というもののから、この面について申し上げたことにつきまして、御了解を得たいと存するのであります。

○佐伯委員 先ほども申し上げておきたいのは、私が先ほど道路運送委員會の構成のことにつきましてあまり申し上げなかつたのは、その基本的問題の管理部門の方がきまらなければいかぬと思つて、申し上げておらなかつたのであります。元來中央の委員會でありまして、國家的な觀察のもとに、いろいろの問題が取上げられ得るのでありますけれども、地方と申しますと、御承知の通り運送委員會にかけられ得るものはほとんど個々の問題が多い。特殊の性格なんです。普遍的なものではない。全國的に統一された運送の問題であるとか、あるいはまた法律をどうするとかいふような問題ではないのであります。この委員會は今度どこを免許しよう、どこにどんなものをやらせようとか、現實の問題が多いのであります。さういたしますと、今の日本の國情から申しますと、その一縣の中の一部分の仕事が取上げられるのが多い。それを判断いたしますのに、一縣から一人出て、關係のない地方區域内のものが寄つて何の効果があるか。實情に絶對對わないのでありますから、私の考へておりますところでは、委員會をお設けになるならば、やはり地方應々々々でほんとうにその地方の實情を、どつから見ましてもこの組織

であれば公平な判断がつくといふような、幾人かの構成をおつくりになつて、その委員長が一人ずつ出て全國にできる中央委員會を構成なさる。さういふことでありまして、ほんとうに實情に即すると私は思ふのであります。せつかく民主化といふことを考へになつておきながら、この組織では、形だけは、民主化といふ名前だけはおとりになるが、民主化には絶對になり得ない。私には思われます。しかしてその根本はどつから出ておるかお申しますと、運輸省の監督行政を自己の考へ方、現業と監督とを分離するといふ根本の考へ方があるかといふこと、出発點となつておるよゝに思われる。現業を切り離されたところの運輸省の監督行政から申しますと、地方、地方鐵道局のような局をおつくりにならなければならぬといふことは、量もありませんし、必要もございませぬ。さういふことを想像いたしました。今今回の改正にあたられてはこれが骨子である。昔に還られてはやはり地方鐵道局の監督部門をおとりになつて、中央で一元的に統制するといふやうな組織になさることは、簡単にできることではないかと考へられますし、お考へ方さえお直しになれば、私はすぐこれは統制されるべきものである、かよふに思つたのでございまして、いづれこれは今日おきめになるわけでもございませぬ。あまり私一人の質問が長くなるので、私も考へさせていたいただきますが、當局におかれましては御参考にして御再考のほどをお願い申し上げます。

○正木委員長 田村虎一君。  
○田村委員 第八條の運送委員會のこと

とに於いてであります。第八條には「行政官廳は、左の事項で重要なものは、道路運送委員會の意見を徴してこれをしなければならぬ。」として一から五まで列挙してあるものであります。この條文自体を見ますと、ただこれだけのことで、重要なものだけをすればよいのだといふことにも見えるし、さらにまた重要な事項、もしくは運送委員會の意見を徴することが至當なりと認められる場合においては、運送委員會の意見も求めることができるのである。だからこの第八條は列挙事項であるか、例示の事項であるか、その點お伺ひいたします。

○郷野政府委員 第八條の第一項の各號に掲げてあります事項につきましては、重要な事項は、道路運送委員會の意見を徴しなければならぬといふことになつております。この事項につきまして、重要なものは必ず諮問しなければならぬといふ建前をとつておられます。これ以外のものにつきましては、またこれに關しまして重要な程度につきましての考へ方も、いろいろあるかと思ひますが、その必要を認めます場合は、この立法の精神から申しまして、行政官廳は道路運送委員會の意見を運用におきましてできるだけ廣く徴して、行政處分をするといふ行き方をとるべきものと考へております。

は營業不能になりましたる程度といふようなことが重要な事柄であるように思ふのであります。従つてこの八條の條文がただ「左の事項」とあるので、左の事項以外のことについては、委員會の意見を徴しないのだといふことになつておられます。多少その間に考慮の餘地があるのではないかと考へてお尋ねしたのであります。

○田村委員 それではつきりいたしましたのであります。たとえはかつて委員會におきまして質疑が出ました自動車業、もしくは自動車業免許その他十一條の國鐵と民間事業とが競立して運送事業をした場合において、民間におけるこの事業に對する損失の程度もしく

も同じような考え方からその行政官廳でありまする鐵道局長が、その職權に屬しまする事項につきまして、ここに掲げられました處分をしまする場合に、地方道路運送委員會の意見を徴することになります。従いまして現在私どもの考へておきまする職權の配分から申しますると、地方道路運送委員會に諮問せられます事項は、三と四に關することではないかと思ひます。自動車運送事業につきましても、路線事業につきましても、臨時免許は、鐵道局長に委任せられることになりまから、これにつきましても、地方道路運送委員會が諮問を受けることになりま。四につきましても、どういふ處分をいたします場合も同様でございます。しかし先ほど申上げましたように、これは諮問を必要とした事項でございませう。従いましてここに掲げない事項につきましても、諮問せらるべき場合のありまは、前に申上げた通りであります。

○田村委員 具體的の實例をとらえて申上げますならば、こういう場合はどうございませうか。今までのような三十日の期限を切つて一時的の免許をする場合は地方局長であります。そうでない場合、たとへばバス事業の免許のごとき場合にございませう。これは中央運送委員會にかける。その一例をあげてみると、たとへば九州においてバス事業經營の免許を受けようとする際は、九州の鐵道局管内におけるところのいわゆる地方運送委員會には諮問せずして、ただちにその地方鐵道局の區域内の代表者が中央に出で、中央運送委員會にかければそれで

いいということになるのか。つまり地方の地方運送委員會の意見は徴しなくとも、中央運送委員會だけでやるという御方針なのでございませうか。

○郷野政府委員 お話のような場合にございましては、實際の運用においては、地方の鐵道局長の意見とその事業の免許につきましても、徴することになると思ひます。従いましてこの場合にございまして、地方の委員會に諮問されることになると、當然であろうと考へます。また中央の道路運送委員會におきまして、独自の立場で、地方の委員會の意見を聽く場合も、實際の運用として考へられると存じます。

○田村委員 よくわかりました。

○正木委員長 木下榮君。

○木下委員 先ほどの佐伯委員の御質問と關連しまして、道路運送の行政に對しまして質問したいと思ひます。結論から先に申しますと中央における監督指導、そういうことは運輸省がなさるのがいいが、地方における監督、取締りその他のことはもちろん、資材の配給等は従前通り地方自治體、地方廳に任せるのが一番いいんじやないかと考へるのであります。なるほど運輸省が地方の鐵道局管内の各府縣に自動車事務所を設けて、資材配給とか、自動車の検査とかいふふうなことをやらせておきまして、形式的にはまことに完備しておられますが、その方がいよいよにも思われませうけれども、實際にはこれは非常に不便になる。またそういうふうなやり方では、將來自動車事業の發達というところは、どうも望み得ない。こういうふうな考へるのであります。言うまでもなくかんじんの道路というものは地方廳が管理している。また田中政

務次官は經濟の現段階において、資材の面で地方廳に委譲できないと言ひけれども、私は逆に經濟の現段階においてこそ地方廳に任せなければならぬ。早い話が、今自動車に最も必要な燃料、薪炭というものを地方廳がもつておる。またすべての機關が備わつておる。鐵道局が道路の運送を管理しようといふことは、私はこれは非常な不便があると思ふ。つまり末端の機關が備わつていない。あるいは天災とか何とかいふような場合に、輸送をどういふふうにするかといふことも鐵道局では私はずまく行くかと思ひます。自動車事務所ができて、全國各府縣を通じてその不便に惱まされておる。われわれは現にその一人である。二車監督になる。そうして資材の點で自動車事務所でなければいけないと言ひが、どういふ資材が自動車事務所でなければいけないのか、もしそういうことがあれば参考のために伺ひたい。材料、燃料といふのはタイヤといひ、油といひ、何でも自動車事務所であるがためにうまく行くといふことは私は一つもないと思ふ。むしろまずく行つておる。これは商工省がタイヤとか油とかを掌つておる。また自動車の部分品も商工省の管轄になつておる。であるから運輸省の人はこういう方面に向つてはなほ便利が少い。地方廳の人の方が便利が多い。俗に押しがきく。だからわれわれ業者は非常に困つておる。しかも人事といふものはなつていない。最近新聞によると、行政調査部でも人事は運輸省が掌り、地方の自動車部は廢止してこれを地方廳に委譲するといふことである。これが一番いいことと思ふ。またこうなるとは、自動車

の發展は、われわれの經驗によるとなかなか期し得ない。これは悪口を言うのじやないけれども、懇々とすると、運輸省のセクシヨナリズムといふか、なわばりの擴張のようにもとれる。鐵道局が自動車部を置いて、自動車部がすべての道路の運送を一手に握ろうといふことは、これは非常に形式的にはいいけれども、實際には不便であつて、自動車事業の發達を阻止するものである。われわれは極端に言へばさういふふうにも考へておる。さういふ行政調査部でもさういふ議論が起つておるときであるから、この際道路運送法の制定と同時に、思い切つてさういふふうな改正をされる御意思があるかどうか伺ひたい。

○田中(逕)政府委員 木下委員にお答へいたします。地方におけるところの出先機關が、運輸事業の發達を阻害する傾向を示しておる、速やかに地方にありまする自動車等のごとき出先機關は、これを廢止せよといふことであらう。これは一應ごもつとも物さうに受けとれるのであります。先般來新聞紙上に出ました事柄については、相當政府部内においても、その筋から強い戒告があつたと聞いております。また行政機構の改革の上において、私どもは先ほど申した通り、決して地方自治體の進展を阻害し、地方分權の確立を阻害するようない行政運管の面のないうちに、少くとも官僚でない私どもにおいては、十分に考慮いたしておるのであります。先般來次官會議においてもこの面について十分検討いたしておるのであります。しかしながら現在の日本の財政と輸入の面におきまして、なるほどデューブ・タイヤ等の

生産は商工省の所管事項になつておりますけれども、その資材面について、日本の行政監督をしておる面において、これらの事業の健全なる發達のために、一定資材の確保をしていかなければならぬのであります。この面は業者諸君のお力よりも、運輸省自體が業者育成のために、事業の確立をはかるために、自動車の輸入促進並びに自動車タイヤのすべての原料の輸入等について多大の努力をいたし、過般來の割當においてもある程度の一定水準を確保してきたようなわけでありませう。また輸入燃料においても、ガソリン、その他のオイルにおいてもその通りであります。またこれに必要な綿花の輸入においてもその通りであります。それらの生産における資材の確保の上においてもその通り、私どもは企業の確立、進展のために一定資材を確保していく方策をとつておるのであります。なるほど一面、従来の地方長官は輸送行政の一元の上において、出先機關よりも把握力をもつておる。またこれが自主的の力をもつておると申されることは、あるいは私はその點を認めざるを得ない點もございませう。しかしながらこの資材の面を、監督行政の體制からさういふいたします場合には、過去において企業自體がやますればはばばらになり、やますれば地方勢力によつて左右せられて、眞に公正なる資材の配分その他のことが阻害されてきておつた點が多々あるのであります。現状においても各種の面において、國民の聲と企業者の聲との間にいろいろ反對の意見が出てくるものも、よつて歸するところは、そこに一つの原因を認めざるを得ない點も生じておるので

の發展は、われわれの經驗によるとなかなか期し得ない。これは悪口を言うのじやないけれども、懇々とすると、運輸省のセクシヨナリズムといふか、なわばりの擴張のようにもとれる。鐵道局が自動車部を置いて、自動車部がすべての道路の運送を一手に握ろうといふことは、これは非常に形式的にはいいけれども、實際には不便であつて、自動車事業の發達を阻止するものである。われわれは極端に言へばさういふふうにも考へておる。さういふ行政調査部でもさういふ議論が起つておるときであるから、この際道路運送法の制定と同時に、思い切つてさういふふうな改正をされる御意思があるかどうか伺ひたい。

の發展は、われわれの經驗によるとなかなか期し得ない。これは悪口を言うのじやないけれども、懇々とすると、運輸省のセクシヨナリズムといふか、なわばりの擴張のようにもとれる。鐵道局が自動車部を置いて、自動車部がすべての道路の運送を一手に握ろうといふことは、これは非常に形式的にはいいけれども、實際には不便であつて、自動車事業の發達を阻止するものである。われわれは極端に言へばさういふふうにも考へておる。さういふ行政調査部でもさういふ議論が起つておるときであるから、この際道路運送法の制定と同時に、思い切つてさういふふうな改正をされる御意思があるかどうか伺ひたい。

ざいまして、かような面が、結局今日の経済事情を統制せざるを得なくなつた現状を来したのであります。かような見地から考へてみて——私どももいつまでも地方自治體の發達のために把握して、こうとは考へておりません。先ほど私が申し通りに、この現業と監督を區分的に確立していく。監督は監督の面で、現業は現業の面で行つて、おの／＼その分野において存立していく、行政の面を確立していくというような考へ方をもつており、またこれを少くとも近い期間において實施していきたいということも言明申し上げた次第でありまして、私どもは必ずしもこれを固守しようとは考へておりません。しかしながら、ただいまの日本の國民のある一つのアイデアのごとくに、また今日向いつつある國際情勢と、日本の經濟力と、日本の資源とをならみ合わせたときに、はたして日本の地方自治體にこれを全面的に渡して、これが完全に運用できるかということに多大の不安をもつのであります。一定の期間内、私どもがこれを軌道に乗せていく期間においては、これは今日やむを得ない状態であろうと思ひます。また輸入資材面において、これが公正に流れるときにおいては、今後の輸入量に一大障害を來す原因を生じます。この點については、私は、私どもは企業家も、われ／＼監督行政面にある者も相協力一致して、自然的に民營の確立を期するよりの方向に向けていくことがいいのではないかと考へておるのであります。現實ただちにもつてこれを地方廳に委任するといふことについては、未だ時期尚早であらうと考へておるのであります。

○木下委員 よくわかりました。自動車の輸入とか、製造とか、ゴムの輸入、油類その他について、運輸當局が非常に努力していただいております。は、われ／＼十分承知しております。また當に感謝しておるところであります。それが、それは運輸省として當然すべきことであるとも言えるのであります。私は地方廳がそういうことをやらせるということをお願いしたのではないのであります。地方の自動車事務所が抜く事務のことを申しておるのであります。こういう大きな國家的の問題は、これは當然本省がやるべきことであつて、またよくやつていただいております。われ／＼感謝いたしております。が、今の各府縣の自動車事務所、この扱つておること、ただ問題はそれなんです。本省の問題とは切り離します。地方の出入の事務所、あるいは地方鐵道局の陸運、こういうところをやつておられることは、どうも今までの自治體に任じた方がいい。これは實際においてわれ／＼が何十年間地方廳の監督を受けてきて、最近になつて事務所といふものができて、そして實際にぶつかつて知つておるのであります。あるいは考へ方によつたらしく中政務次官のごとく、從來は不公平であつた、だから事務所をつくつて公正に直さなければいけません。これはごもつとも、その通りであります。私はそれが逆についておると思つておるのであります。これはもし一、二の實例をあげると言われるならば、この席では困りますけれども、いつでもあげます。的確な實例をあげます。何もわれ／＼だけじゃない。全國を通じてこの自動車事務所といふものがない方がいいと言つております。こ

ういろいろ世論です。中央において皆さんがお考へになるのと違つて、地方の自動車事務所の扱ひ方や、いろんなものが大分お考へ通りについていない。であるから、行政調査部なんかでそういう議論が出るようならば、むしろ思ひ切つてこの際地方廳に委譲なすつたらいい。また地方廳がそういう不都合な配給をやつたり、資材の扱ひ方をやるのはいくらも監督方法がある。私は思つて、どう考へても、道路運送を鐵道の手一本でやらなければならぬ。七つか九つの鐵道局を通じて、そして自動車事務所を通じて、これを指導し、發展させていくというところは——實際道路を管理し、また現在では燃料のほとんど大部分をつくつておる、また警察力もつておる、そういう地方廳に委譲した方がいい。これは經理の點も相當冗費が多いのじやないかと思つて。新しい官廳を一つ置くということはいさゝか行政の調査部の方でもさういふ御議論もあつたやうであります。この際よく御研究なすつて、そして實情もよくお調べになつて、ああいうものは廢止して、そつ／＼ここで地方廳の方へ委譲なされた方が、實際においてこの業界發展のためにも、何のために非常にいいのじやないか。私はこの大きな問題が地方長官でできるのか、できないのかということじや決しない。地方の自動車事務所が扱ひ事務のことを言うておるのでありますから、誤解のないように特にそれを申し上げておきます。

○田中(逓政)政府委員 簡単に私の考へを申し上げて、地方の業界の各位の人も御研究を願ひたいと思ひます。今木下氏は、煩雜極まることであり、また地方におけるすべての生産を監督いたしておられるところの地方長官等、地方廳の方が緊密な連絡があるといふふうに申されておりましたが、私はここでひとつお考へを願ひたいと思つてあります。過去においていろいろと弊害があつて、しかも今日の日本の現狀の財政と、資材においては、一應それが未端にまで浸透し、效果的な効率をあげるといふ見透しをつけることにおいて、はたして地方廳でできるか否か。しかも從來の地方廳の權限と、公選された今日の地方廳の權限との上において、各種の自治的なる團體が、過去ののごとくに地方長官の權限が行われ、かつもつて速かにそれが現實の面に現われてくるかといふことを考へてみまする場合に、必ずしもそうではないのであります。今日の米の供出においてすら、その點において私どもはよく事例を見受けるのであります。出先官憲が事務上において、はなはだ效率のあがらざることが多々にあると仰せられますが、なるほどあるいはその通りかも知れません。しかし從來においても、地方官憲のやり方に、幾多の弊害、幾多の情實等があつて、これが正しく運営されていなかつた點は多々あるものであります。こういう點を考へてみまする場合において、私はもし木下委員の仰せられるごとくに、さういふ事例があるといはしますならば、今日の時勢において總括的に、遠觀的にこれを見て、よく業者と地方の事務所とが連絡をし、そしてその事務の運営に當つていきますならば、御懸念の點は取除かれるのではないかと思つてあります。とくと私どもの方も研究をいたしまして、一應この點について

の考へをまとめたと思ひます。が、今行政調査部において云々されておりますことは、あれは新聞に出ておりましたけれども、この問題については相當強い根拠が横たわつてゐるものと私どもは考へております。さうして簡単にそれを廢止するといふことは、今日容易でないといふことも想像し得られるのであります。十分に總括的に研究をいたしまして、またしかるべき時期に意見を開陳したいと思ひ存じます。

○木下委員 よろしゅうございます。

○正木委員長 原彪君。

○原彪委員 先ほど田村委員からの御質問に對する逓政政府委員の御答辯は、私ども何だかはつきりわからないやうな氣がするのであります。地方道路運送委員會と、中央道路委員會との取扱内容の點であります。地方道路運送委員會の取扱内容はあまりに小さいやうなものじやないかと思つてあります。臨時免許の基準といふやうなことをおし／＼やつておられましたが、もう少し詳しく内容を御説明願ひたいと存じます。

○逓政政府委員 地方道路運送委員會の必須的諸問事項と申しまするが、行政官廳が必ず諸問しなければならぬ事項として考へられますものは、ただいま考へております案によりまゝると、鐵道局長の職權に屬する第八條の第三項各號に掲げられております事項に該當するものでございます。これを實際の例について申し上げてみますと、先ほど申し上げましたよりに、バス及びトラック事業につきましては、路線事業の臨時免許の問題がございます。それから事業の停止、これに

ついでの問題がございます。

次にタクシー、ハイヤーの仕事につきましては、免許につきましても、これは鐵道局長に委任する考えでございますので、この事項につきましては、地方委員会が諮問を受けることになつております。また事業の停止、免許の取消につきましては、ハイヤー、タクシーの仕事及び特定のバス事業につきましては、同様に地方におきまして重要な事項は諮問を受けることになるのでございます。その詳細な内容につきましては、別にお手もとにござらんに入っております政令案の第二章の第四A、B及び第五にたゞいまお話し上げた事柄が掲げられております。

○正木委員長 この機会に委員長からこの問題についてお尋ねしたいのですが、第四條と関連して職權の問題です。政令案の第二章の職權の委任事項に關する限りは、たゞいま御答辯のように地方委員会に局長が諮問されると思ふのでありますが、どうもよくわかりませんから、御参考にいただいた政令案の第一章、第二章等についてわかりやすく具體的に御説明をいたしてください。このことがより明確になつてくるとは思ふのでございます。

○御野政府委員 それではこの政令案の要綱につきまして御説明申し上げます。第一章の主管行政廳についてでございますが、第一に規定いたしておりますのは、「道路運送法中主務大臣」と書いてあるのでございますが、この主務大臣が、具體的な事項につきましてど

の大員であるかという點につきまして

は、運賃及び料金につきましては、運賃統制令が施行されておりますので、これは物價統制令の規定によりまして物價廳長官ということになりまして、自動車運送事業につきましては、使用料金に關する場合は除きますが、運輸大臣及び内務大臣となります。使用料金はやはり物價廳長官でございます。その他の場合にしまして主務大臣とありますのは、すべて運輸大臣という考え方をいたしております。

第二に行政廳という言葉につきまして説明をいたしておりますので、この行政廳は行政官廳のほか地方廳も含めまして廣い觀念でございます。輕車運送事業に關しましては、次の一、二、三に掲げております事項を除きまして旅客輕車運送事業にありましては、これは東京都の區の存する區域内に限るのでございますが、局長を總合しての立場において都知事にお願ひしたいと考へております。都知事または東京都の區の存するところ以外の分につきましては、市町村長という考へ方にいたしております。貨物輕車運送事業につきましては、鐵道局長、これは實際におきましては自動車事務所長にその職權を取扱わせるつもりでございます。鐵道局長を政令に入れておりますのは、現在の官制におきまして自動車事務所長が鐵道局長の職權を取扱ふ官職ということになつておるからでございます。

次に掲げております事業の停止、公共の福祉に反する行為の禁止、運送命令、これにつきましては都知事または市町村長のほかに、必要に応じて旅客輕車運送に關する場合は、なお運輸大臣、鐵道局長もこの權限を行使す

ることとする必要もあると考へておりますので、これを加へたいと思つております。貨物輕車運送につきましては鐵道局長が建前でございますが、運輸大臣もその職權を行使することのできるようにいたしたいと考へております。

次に自動車運送の工事のために土地の立入及び使用についてであります。これは事務の性質上、都道府縣知事といたしたいと考へております。これは法律の第四十一條に掲げてあります。

次に車輛の検査及び整備についてであります。自動車につきましては鐵道局長、旅客輕車運送につきましては都知事または市町村長ということにいたします。都知事は東京都の區の存する區域内でございます。以上の場合におきまして鐵道局長とありますのは、やはり前に申し上げましたように自動車事務所長をしてその職權を取扱わせるということを豫想しております。

次に道路運送法第五十六條の登録の仕事であります。ここには行政官廳という言葉を使っておりますが、これは鐵道局長、自動車事務所長が實際において取扱ふということ考へております。

次に職權の委任でございますが、鐵道局長に主務大臣の職權を委任せられます場合は次の場合を考へております。自動車運送事業につきましては一般貨物旅客自動車運送事業、一般貨物旅客自動車運送事業、これはいわゆる大型貨物でございますが、これ及び貨物自動車運送事業に關する事項につきまして次に掲げておりますもの、すなわち臨時の必要によりまして一箇月以内の免許をいたしまする定路線の事業

であります。その次に運輸開始及び専用自動車道の工事施行に關する期間の伸長であります。特定貨物自動車は別のところに規定いたしておりますので、ここから除いております。

次に専用自動車道の供用の開始でございます。次に事業計畫の變更、次に専用自動車道の工事方法の變更、但し重要事項を除くことになつておりますが、これは現行におきましても同様になつておりますので、特に重要な事項を除きまして、一般にすべて職權を委任いたします。次に事業用自動車の貸渡しにつきましては職權を委任いたします。それから前項に掲げます事業に關して運輸大臣の職權で左に掲げる事項に關するものは、當該大臣の許可を要する事項を除きまして、鐵道局長もこれを行うことができるようにいたします。これは運輸大臣の職權に保留はいたしておりますが、同時に特に運輸大臣の許可を要する事項、あるいは物價廳長官の許可を要する事項、こういうものを除きまして、鐵道局長も輕易の場合におきまして、必要に応じて行うことができるようにいたしております。それがすなわち公共の福祉に反する行為の禁止、運送命令、運送命令、事業の停止、これでございます。

次に一般貨物旅客自動車運送事業、これはいわゆる大型のものを除いておるのでございます。すなわちこれはハイヤー及びタクシーでございます。この仕事及び特定旅客自動車運送事業に關する事項につきましては、次に掲げます三つのもの以外のは、職權を委任いたします。この三つの場合、すなわち公共の福祉に反する行為の禁止、運送命令、事業の停止及び免許の取消、これにつきましては運輸大臣の職權で當該大臣の許可を要する事項及び免許の取消を除きまして、鐵道局長もこれを行うことができるということにいたしました。これらの事項につきましては、運輸大臣と鐵道局長の両方ができるという規定の建前を、ここに示しておりますのでございます。

次に自家用自動車でございますが、自家用自動車の貸渡し、自家用自動車の使用の制限及び禁止に關する職權は、これは鐵道局長も行うことができるといふ建前にいたしまして、大臣と並行いたしまして、鐵道局長にも職權を委任いたします。

次に第五でございますが、自動車運送事業に關しまして運輸大臣及び内務大臣の職權で次に掲げます事項に關するものは、鐵道局長及び都道府縣知事にこれを委任することにいたします。自動車運送事業につきましては、運輸大臣、内務大臣の共管でございます。従いまして職權委任も両方面にすることにいたしております。すなわち一般自動車道の工事施行の認可申請期間の伸長、一般自動車道の完成期間の伸長、一般自動車道の供用の開始、事業計畫の變更、一般自動車道の工事方法の變更、これは専用自動車道につきまして申し上げましたと同様、現行法におけると同様、重要な事項を除くようにいたしたいと思ひます。

次に事業の一部の休止でございます。自動車運送事業に關する運輸大臣及び内務大臣の職權で、次に掲げております事業の改善命令、事業の停止、こ

の改善命令、事業の停止、この三つの場合、すなわち公共の福祉に反する行為の禁止、運送命令、事業の停止及び免許の取消、これにつきましては運輸大臣の職權で當該大臣の許可を要する事項及び免許の取消を除きまして、鐵道局長もこれを行うことができるということにいたしました。これらの事項につきましては、運輸大臣と鐵道局長の両方ができるという規定の建前を、ここに示しておりますのでございます。

次に自家用自動車でございますが、自家用自動車の貸渡し、自家用自動車の使用の制限及び禁止に關する職權は、これは鐵道局長も行うことができるといふ建前にいたしまして、大臣と並行いたしまして、鐵道局長にも職權を委任いたします。



ではないか、かようにも考えておるの  
でございます。しかしながら、こうい  
う経験などにとらわれませんで、ほん  
とりに熱心に、また任期もあること  
でございますが、相當の任期が豫定せら  
れるといはしますれば、その間にその  
方面の御勉強を願つて、御努力を願  
える方でありましたならば、そういう直  
接の知識経験は必ずしもおもちになら  
なくてもいい場合も考えられると存す  
るのでございます。

○正木委員長 最後にもう一點御所信  
を承つておきたいと思ふのです。この  
施行令に基き政令をただいま承つたの  
でありますが、ある場合においては運  
輸大臣と内務大臣の共管、兩方でや  
れる場合もありますし、知事の場合も  
ございますし、市町村長の場合もござ  
います。一方委員の數いかなは別とし  
て、地方の局長が職權を握るわけです  
れども、この知事とかそれから市町村  
長とかいろいろについては、全然この  
委員會と接觸面をもたなくて、今のこ  
の法律のよりに切り離しておいても實  
際の運用をいたします場合に差支えが  
ございせんか。この點もひとつ承つ  
ておきます。

○郷野政府委員 委員の方々は都道府  
縣知事の御推薦による建前に考えてお  
りますので、その關係におきまして、實  
際上都道府縣知事並びに都道府縣のそ  
れぞれの機關とも御連絡はとつていた  
だけるものと考えております。そして  
なお道路運送委員會が職務を行います  
ために必要があります場合には、都道  
府縣その他官公署、公務所というよう  
なものにつきましても十分に意見を求  
め、また必要な連絡をとつて仕事をし  
ていただく建前になつております。

で、この面から、必ずしもこの委員の  
選出せられられた關係からのみでな  
く、委員會全體としまして、關係の  
都道府縣との連絡も十分にしなければ  
ならない、またできる建前になつてお  
るのでございます。しかしながら、法  
律の上におきましてこれを明らかに規  
定いたしましたものはいませんが、そ  
の精神は、今申し上げましたようなと  
ころで十分に運用によりまして達成で  
きることを考えておる次第でございます。

○正木委員長 委員長の質問はこれで  
終ります。他に質問はございませ  
んか。——井谷正吉君。  
○井谷委員 今の局長のお話につ  
ちよつと附け加えて承りたいのであり  
ますが、この中央委員會というもの  
は、これは大した権限になると察せら  
れる。お話のようだと、國民の代表と  
か、それから運輸省の道路行政とかを左  
右するほどの大きな發言をなす権限が  
あり得るといふように承つた。そうし  
ますと、私もこの交通運輸委員會の  
立場と、ここに非常な混線する状態が  
できてはしないかと思ふ。というの  
は、この案によりますと一方任期が五  
箇年も勤められる。われ／＼はあす知  
れぬ命、ととらういふことになりまし  
て、請願、陳情というものもたくさん  
来るのだが、これについてわれ／＼の  
意見と、またその方々の意見と相違す  
るといふこともあり得ることなのであ  
ります。ところが實際に運営に當つた  
場合に、これをよほどはつきりしてい  
ただかぬと、こういう大した権限を興  
えられるものは、いかに本省の諮詢と  
は言いながら、私どもは自分たちの立  
場として大いに考慮しなければならぬ  
問題ができると思ふのであります。

の點をひとつはつきりしていただきた  
いと思ひます。  
○郷野政府委員 根本は立法府と行政  
府との關係になつてくることと存じま  
す。國會の御意思が法律といはしまし  
て出てまいります場合にございまして、  
行政府またその諮問機關であります道  
路運送委員會がこれに拘束せられまし  
て、その立法の精神に従つて仕事を擔  
當してまいるというところは當然であ  
うと存じます。また豫算その他の關係  
におきましても、國會の御意思はやは  
り現われてまいることと存じます。従  
いまして私どもの考えといはしまして  
は、運輸大臣が、またその他の主務大  
臣である場合もございしますが、この法  
律の實施につきまして國會に責任を負  
うという立場におきまして、實際に行  
政處分をしてまいります場合に、この  
委員會に諮問して、その意見によつて  
行政をするということになるのでござ  
います。國會に對しまして責任を負  
うという立場からいたしまして、國會  
の示されました立法、豫算その他の面  
につきましての御意向というものは、  
やはりこの道路運送委員會にも十分に  
反映させまして、運輸大臣としてはそ  
の職責を盡していかれるといふ立場  
で、法律の運用に當らるべきものであ  
らうと考えておる次第でございます。

○正木委員長 なお質問があらうかと  
思ひますが、本日はこの程度で散會し  
たいと思ひますが、いかがでし  
ょうか。  
〔異議なしと呼ぶ者あり〕  
○正木委員長 では本日はこの程度で  
散會いたします。次會の日程は公報を  
もつてお知らせいたします。  
午後四時三十六分散會